

長浜市立図書館 雑誌スポンサー募集要領

長浜市では、「長浜市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱」（令和 3 年長浜市告示第 104 号）に基づき、雑誌スポンサーの募集にあたり必要な事項を以下に定めます。

1 目的

図書館に配架する雑誌を広告媒体として市内企業や事業所等に購入費用をもって提供し、その事業活動を促進するとともに、図書館の雑誌資料を確保することで、地域全体で市民の図書館利用サービスの向上を図ることを目的とします。

2 募集対象

雑誌スポンサーになることができる者は、長浜市内に事業所、店舗等を有する企業、法人、個人事業主その他の団体とし、「長浜市有料広告掲載の取扱いに関する要綱」（平成 18 年長浜市告示第 18 号）第 3 条第 1 項各号に該当する場合は、対象としません。広告の掲出中にこれらに該当するに至った場合も同様とします。

3 提供雑誌等

(1)別紙一覧から、広告の掲出を希望する雑誌を指定してください。その雑誌が複数の館にある場合は、館も選択してください。

(2)同時に複数の雑誌を指定することも可能です。

(3)雑誌スポンサーには、提供雑誌について、広告の掲出が決定した日（以下「決定日」という。）以降に発売される号から決定日の属する年度の末日までに発売される号までを提供していただきます。

4 雑誌架に掲出できる広告等の仕様

(1)別紙「広告の規格等」のとおりとします。

※申請に当たっては、「長浜市立図書館雑誌スポンサー制度実施要綱」および「長浜市有料広告掲載の取扱いに関する要綱」を必ずお読みください。

(2)掲出する広告は雑誌スポンサーに作成していただきます。広告を掲出するためのケース等の購入費用は長浜市の負担とします。

(3)広告内容は、同一年度内で 4 回まで変更することができます。変更したいときは、別紙様式「広告物変更申込書」に広告案を添付の上、図書館に提出し、承認を得てください。

(4)雑誌の配架位置は提供を受けた図書館が決定します。

5 募集期間

令和 3 年 6 月 2 日から長浜図書館で随時受付します。

6 申請方法

「長浜市立図書館雑誌スポンサー申請書」に必要事項を記入し、広告案、会社概要等を添付し、郵送又は持参してください。

【提出先】

〒526-0037 長浜市高田町 12-34

長浜市立長浜図書館 雑誌スポンサー制度担当

※持参により提出の場合は、長浜図書館が開館している日の午前 10 時から午後 8 時（土曜日および日曜日は午前 10 時から午後 6 時）の間にお越してください。長浜図書館の休館日は、毎週火曜日、毎月最終木曜日、年末年始ですが、やむを得ない状況により、臨時で休館することがありますのでご注意ください。

7 決定方法

広告掲出の可否は、広告内容の審査を行い決定します。なお、提供先図書館への同一の雑誌に複数の申請があった場合は、申請順で決定します。

8 決定後の手続き

- (1) 雑誌スポンサーの申請があったときは、その可否にかかわらず結果を申請者に通知します。
- (2) 広告内容について承認を得た後、指定する期日までに広告を作成し、提出してください。

9 提供雑誌の購入と納品

- (1) 雑誌スポンサーは、上記 3 (3) に規定する提供雑誌を、図書館の指定する書店等（以下「書店等」という。）から購入し、長浜図書館に納品させるものとします。この場合、当該雑誌の発売日より速やかに、かつ継続的に図書館に納品される必要があることから、購入費用は一括前払とします。広告の期間は、原則として 1 年間（4 月 1 日～翌年 3 月 31 日）とし、年度途中からの場合は、雑誌提供を開始した日から翌年 3 月 31 日までとします。翌年度も引き続き雑誌スポンサーを希望される場合には、1 年単位で延長が可能です。
- (2) 雑誌の購入費用は、雑誌スポンサーから書店等に直接お支払いいただきます。なお、価格の変動により過不足が生じた場合は書店等と協議の上、年度末に追加徴収または返金することがあります。
- (3) 振込手数料など雑誌の購入にかかる費用は、雑誌スポンサーの負担とします。
- (4) 提供雑誌が休刊等する場合は、図書館と協議の上、別の雑誌に広告を掲出することができます。その場合の購入費用の差額は、書店等と協議の上、年度末に追加徴収または返金する等により精算します。

10 掲出できない広告

広告の内容は、図書館の公共性、社会的信頼性等を損なうおそれのないものとし、長浜市有料広告掲載の取扱いに関する要綱第 3 条第 2 項各号の規定に該当する広告は、掲出できません。

11 広告掲出の取消

下記に掲げる場合、広告掲出を取り消すことがあります。

- (1) 期日までに広告を掲出する雑誌の購読料の納付がないとき。
- (2) 雑誌スポンサーが、広告原稿を提出しなかったとき。
- (3) 広告内容が、長浜市有料広告掲載の取扱いに関する要綱第3条第2項各号に該当することが判明したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、館長が広告の掲出が適切でないと判断したとき。
- (5) 前1～4号のいずれの場合においても、雑誌の年間購読料は返還しません。

1 2 雑誌スポンサーの責務

- (1) 雑誌スポンサーは、広告の内容に関する一切の責任を負うものとします。
- (2) 第三者から、掲出された広告に関連して損害を被った旨の請求がなされた場合は、雑誌スポンサーの責任及び負担において解決するものとします。

1 3 雑誌の所有権

雑誌スポンサーの提供した雑誌の所有権は、図書館に帰属します。

1 4 その他

この要領に定めのない事項または疑義を生じた場合は、図書館と雑誌スポンサーにて協議するものとします。

1 5 申請・お問い合わせ先

〒526-0037 長浜市高田町 12-34

長浜市立長浜図書館 雑誌スポンサー制度担当

電話：0749-63-2122

F A X：0749-65-3288

e-mail：tosyokan@city.nagahama.lg.jp

別紙

広告の規格等

1 広告の表示 【雑誌スポンサーが作成します】

(1) 規格

- ・日本工業規格 A4 サイズ (297 mm×210 mm) 以内とします。
- ・最大サイズで作成の場合、一般的な雑誌の形状から縦長位置を推奨します。

(2) 掲出位置

雑誌の最新号を配架する雑誌架

2 スポンサー名の表示 【図書館が作成します】

(1) 規格

- ・縦 6 cm以内 横 14 cm以内
- ・用紙：白色
- ・文字：黒色
- ・スポンサー名の下に、雑誌スポンサー制度により提供の雑誌である旨を記載。

(2) 貼付位置

- ・雑誌の表紙または裏表紙
- ・雑誌のタイトルや情報を可能な限り避けて貼付します。

(3) その他

- ・規格及び貼付位置は、雑誌の大きさや表紙の情報量等により調整することがあります。
- ・スポンサーからデータの提供があれば、以下の表示が可能です。
 - ・QRコード
 - ・全角 20 字以内のフリーコメント

